

中小企業やスタートアップ企業がBOIの恩典が享受できるように、

BOI は EV充電スタンド

の促進措置を改定しました。

条件

⚡ 部品や機器調達の事業計画を提出すること。

⚡ 以下のいずれかの計画を提出すること：

- 1) EVスマート充電システムの導入計画 **新**
- 2) 中央または統合されたEV充電ネットワークプラットフォームへの接続計画

⚡ 国家安全保障局の要件に従って法規制を遵守すること。 **新**

25%以上がDCタイプ
(QUICK CHARGE) であり、
最低40台の充電器を備えた
充電スタンドの投資
プロジェクトの場合

5年間
法人所得税
免除

3年間

法人所得税
免除

新

小規模な充電スタンド
の投資プロジェクトの場合

新

他の機関
による税制上
の恩典や補助金の
併用も可能